

令和5年度 第1回県央地区保健医療福祉推進会議
資料11

協議：病院等の開設等に関する指導要綱の改正について

【目次】

- 1 これまでの経緯
- 2 県要綱における病床の取扱い
- 3 これまでの「適用除外」による病院の継承
- 4 改正に向けた方向性
- 5 スケジュール

1 これまでの経緯

- 令和4年度第2回医療審議会にて、病院の継承に関する議論を行った際、「病院等の開設等に関する指導要綱（以下、「要綱」という。）」第7条に規定する「適用除外」の解釈において、『病院の継承を「親族への継承等」との規定で読み込むことには無理があるため、定義を明確にすべきでは』とのご意見をいただきました。
- このため、改めて、事務局で検討した結果、要綱を改正すべきとの考えに至ったため、本資料では、要綱改正の方向性についてご説明します。

2 県要綱における病床の取扱い

- 本県では、要綱において、病床の取扱いについて次のとおり整理している。

病院等の開設等に関する指導要綱上の整理

原則

- ・病院が廃止された場合、病床は返上
- ・当該地域の既存病床数が基準病床数を上回る病床整備は不可

適用除外 (7条)

- (1) **開設者の倒産、死亡、医療法人化、親族への継承等**により開設者が変更する場合で、病院等の運営が継続し、かつ当該病院等の開設場所の変更、病床数の増加及び病床種別の変更が伴わないとき
 - (2) **同一の医療圏内で同一開設者が病院等の開設場所を変更**する場合
(病床数の増加及び病床種別の変更を伴わないとき)
 - (3) **同一の医療圏内で同一開設者が病院等間の病床数の移動**を行う場合
(病床数の増加及び病床種別の変更を伴わないとき)
 - (4) **特定病床等で病院等の開設等を行おうとする場合**に当該医療圏における地域医療の状況を総合的に勘案して知事が事前協議を要しないと認めるとき
- * ただし、医療機関としての役割や機能を大きく変更する場合は、地域医療構想調整会議へ事前に説明し、意見を聴く。

3 これまでの「適用除外」による病院の継承

- これまで、要綱第7条に規定する「適用除外」に明示された要件には該当しないが、その病院等が廃止することによって、入院患者の転院先が確保できず地域医療に重大な影響を生じることが懸念される場合、地域医療構想調整会議及び保健医療計画推進会議に意見を聴いた上で、知事が「適用除外」とするか否かを決定してきた（＝親族への継承等の「等」で読み込むこととしてきた）。

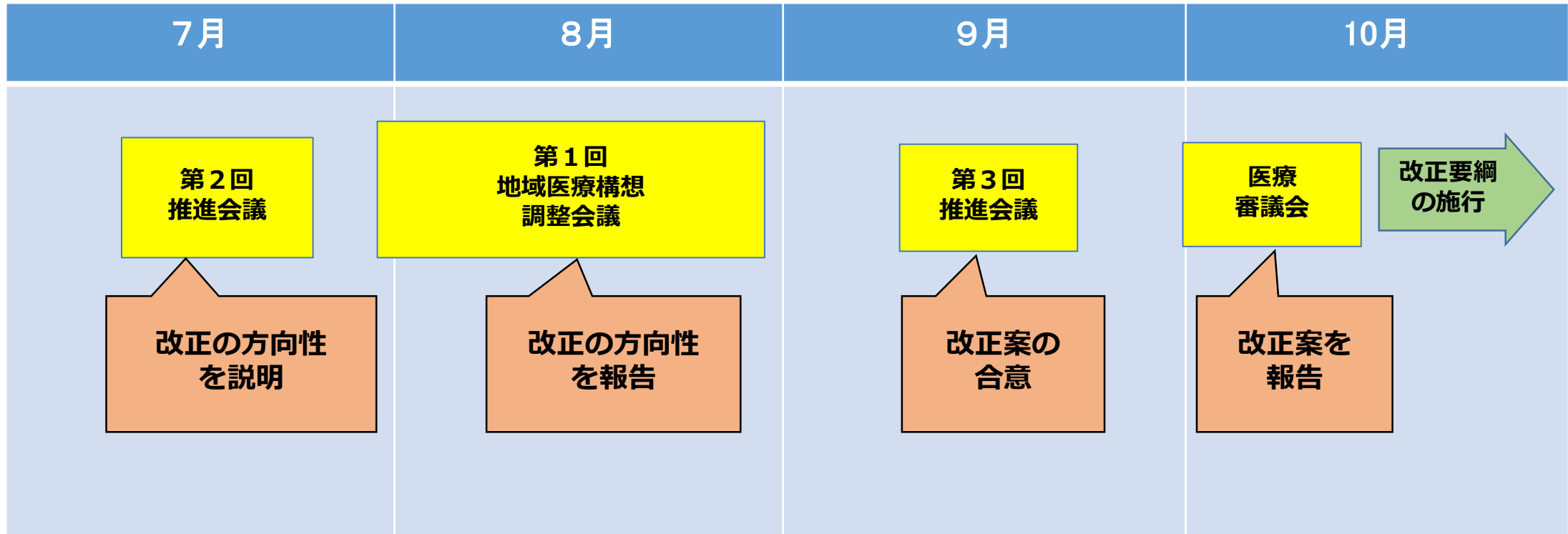
【過去に「適用除外」として病院の継承を認めた主な案件】

時期	医療機関名	二次医療圏	病床数	適用除外となった背景
平成27年10月	浦賀病院	横須賀・三浦	合計 99床 ・一般 60床 ・療養 39床	<ul style="list-style-type: none"> 一部市域に病院の空白地帯が生じる 横須賀市からの強い要望
平成28年10月	横浜逡信病院	横浜北部	一般 93床	<ul style="list-style-type: none"> 神奈川区の一般病床の約15%を占めており、地域住民への影響大 横浜市からの要望
平成28年12月	川崎田園都市病院	川崎北部	合計 305床 ・療養 194床 ・精神 111床	<ul style="list-style-type: none"> 入院患者を地域医療機関で受け入れることが困難 川崎市からの要望（正確には依頼文）
同上	横浜田園都市病院	横浜北部	療養 375床	<ul style="list-style-type: none"> 入院患者を地域医療機関で受け入れることが困難 地元医師会等から横浜市あて嘆願書
令和4年10月	東海大学大磯病院	湘南西部	一般 312床	<ul style="list-style-type: none"> 救急告示病院かつ中郡唯一の救急病院であり、救急体制への影響大 大磯町、二宮町からの要望
令和5年3月	東芝林間病院	相模原	一般 199床	<ul style="list-style-type: none"> 二次救急で大きな役割を担っており影響大 相模原市からの要望

4 改正に向けた方向性

- 先例を踏まえ、病床を継承できる場合を明確化するため指導要綱を次のとおり改正する。
 - ① **要綱第7条第1項第1号**
「**病院等の開設者の倒産、死亡、医療法人化、親族への継承等**」を
「**病院等の開設者の医療法人化、親族への継承**」とする。
 - ② 「**適用除外**」とするか否かを協議する場合として次の要件を加える。
 - ・ 当該病院等が廃止されることによって入院患者の転院先が確保できず、その他地域医療に重大な影響（救急医療体制が維持できない場合等）が生じることが懸念される場合
かつ
 - ・ 地域の自治体又は医師会や病院協会からの要望がある場合
- 併せて、減床の場合は事前協議が不要だが、病院から診療所に変更する場合の規定がないため**要綱第7条第1項に規定する「適用除外」の項目（資料3ページの表参照）に(5)として「病床数の減少により、病院から有床診療所に変更するとき」を加える。**

5 スケジュール



説明は以上です。